

下水汚泥肥料ペレット化設備 仕様書

1. 購入件名：下水汚泥肥料ペレット化設備購入

2. 納入場所：新潟県長岡市北荷頃字高森 1517-2 緑水コンポストセンター

3. 工期：令和6年3月22日

4. 購入内容

下水道汚泥肥料ペレット化設備および付帯機器 一式

〔規格・仕様等〕

物 品 名	規 格 ・ 仕 様 等	数 量	備 考
原料ホッパー	水切 10.0m ³ , バイブレベル計	1 式	接粉部 S U S
造粒フィーダー	350 巾, 中寄, ヘッドライニング, 6P	2 式	
造粒機	800Kg/h, φ 3 用ダイス, 換気ブロワ, 排出フルイ, 3 φ 200 V	2 式	
搬送コンベヤ (1)	350 巾, 平ベルト	1 式	
搬送コンベヤ (2)	新 6 インチバケコン, Q=5.9m ³ /h	1 式	
粗熱除去装置	貯留量 2.5m ³ , スクリュー切出, 4.0/m ³ /h	1 式	
集塵装置	オープンバグフィルター, 濾布式	1 式	
搬送コンベヤ (3)	新 6 インチバケコン, Q=5.9m ³ /h	1 式	
製品タンク	貯留量 2.5m ³ , スクリュー切出, 4.0/m ³ /h	1 式	
搬送コンベヤ (4)	新 6 インチバケコン, Q=5.9m ³ /h	1 式	
搬送コンベヤ (5)	350 巾, 平ベルト, 正逆運転	1 式	
自動包装機	MAX250 袋/h (20Kg), ネット計量, 集塵機 振動成型コンベヤ, コンプレッサ, 3 φ, 200V	1 式	
フレコン計量器	1 Ton 台秤, コロコンローラー	1 式	
粉用ホッパー	水切 2.5m ³ , バイブレベル計	1 式	
粉用コンベヤ (1)	350 巾, 平ベルト, キャリアヤ増設, ヘッドライニング	1 式	
粉用コンベヤ (2)	新 6 インチバケコン, Q=5.9m ³ /h	1 式	
制御盤 (造粒設備)	自立式	2 式	
制御盤 (搬送計量設備)	自立式	1 式	

5. 主要機器の求める性能

(1) 造粒機

緑水コンポストセンターから生産された粉状の汚泥肥料（原料）をペレット化するもので、以下の性能を保証すること。但し、ペレット化生産工程において加水は無いものとする。

- ・ペレット規格： $\phi 3\text{ mm}\pm 0.2\text{ mm}$ 、 $\phi 4\text{ mm}\pm 0.2\text{ mm}$ 、 $\phi 5\text{ mm}\pm 0.2\text{ mm}$ とする
- ・処理能力　　：800 kg/h 以上を2台据え付けるものとする
- ・電源方式　　：3 ϕ 200V

(2) 自動包装機

自動包装機は、ペレット化された肥料を計量しポリ単体袋に給袋、充填から袋口シールまでの工程を自動とし以下の性能を保証すること。

- ・包装性能　　：ポリ単体袋は、15 kgから20 kg袋に対応できること
- ・電源方式　　：3 ϕ 200V

(3) 粉用設備

ペレット化設備のほか、粉体肥料も取り扱える設備とすることから以下の設備を設置すること。（3. 購入内容を参照）

- ・粉用ホッパー：水切2.5m³
- ・粉体搬送設備：ベルトコンベヤ

(4) 付帯機器

原料受入から造粒機及び自動包装機までに必要な付帯機器を兼備えるものとする。（3. 購入内容を参照）

6. 提出書類

受注者は、契約後速やかに次の書類を提出するものとする。

(1) 納入計画書（以下の内容を記載。様式は任意）

- 1 調達番号
- 2 品名
- 3 数量
- 4 契約金額
- 5 納入期日
- 6 納入場所
- 7 設備設置責任者（経歴書含む）
- 8 現場代理人（経歴書含む）
- 9 緊急連絡体制表

- (2) 承認図
- (3) 設備設置工程表（検査予定日を明記すること）
- (4) その他発注者が指示するもの

6. 検査

検査については、発注者に提出した納入計画書および設備設置工程表に基づき、検査を実施するものとする。検査にあたり、以下の内容を遵守すること。

- (1) 検査実施依頼は、検査計画書を作成し検査予定日の7日前までに発注者に連絡すること。検査計画書には、検査項目及び合否判断基準を明記すること。
- (2) 検査にあたっては、営業及び設計担当者が必ず立ち会うこと。
- (3) 検査時期は、試運転調整が完了した後発注者と調整を図ること。
- (4) 検査後は、速やかに検査記録を発注者に提出すること。

7. その他

- (1) 納入する製品には、傷・汚れ・その他外観を損ねるものがあるてはならない。
- (2) 納入する設備機器についての搬入から納品に至るまでの検査・保険及び故障に要する費用の一切は受注者の負担とする。
- (3) 納入後、1年以内に生じた設計、資材、その他工作上の不備による故障または、破損の一切は受注者の負担とし、速やかに修理・取替えを行うこと。
- (4) 本仕様書に記載のない事項で、機能上当然必要なものは装備すること。
- (5) その他、疑義が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。
- (6) 受注者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。